

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1. 目的

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和 58 年政令第 181 号。以下「令」という。）を改正するものである。

2. 改正政令の構成

改正法は全体で 8 条あるが、このうち、改正法第 1 条から第 4 条までが、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）を段階的に改正している。（改正法第 1 条及び第 2 条が貸金業の規制等に関する法律の一部改正。改正法第 2 条において、「貸金業の規制等に関する法律」という題名を「貸金業法」に改めているので、改正法第 3 条及び第 4 条は、貸金業法の一部改正。）

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）は、改正法第 1 条に伴う政令事項はないので、改正法第 2 条から第 4 条までに伴う政令事項について、令を段階的に改正するものである。

- ・ 改正政令第 1 条：改正法第 2 条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正＜新旧対照表 [別紙 1 - 2] 参照＞
- ・ 改正政令第 2 条：改正法第 3 条の規定による貸金業法の改正に伴う改正＜新旧対照表 [別紙 1 - 3] 参照＞
- ・ 改正政令第 3 条：改正法第 4 条の規定による貸金業法の改正に伴う改正＜新旧対照表 [別紙 1 - 4] 参照＞
- ・ 改正政令附則：施行期日・経過措置等＜ [別紙 1 - 6] 参照＞

3. 主な内容

(1) 改正政令第 1 条：改正法第 2 条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正

- ① 題名の改正
 - ・ 法律の題名の改正に合わせ、題名を「貸金業法施行令」に改める。
- ② 書面交付の電子化
 - ・ あらかじめ、相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - ・ 相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、電磁的方法により提供してはならない。ただし、相手方が再び承諾をした場合には、この限りではない。（令第 3 条の 2 ～ 第 3 条の 5）
- ③ 貸金業協会の協会の占める割合
 - ・ 貸金業協会の協会の全貸金業者に占める割合を 15 パーセント以上とする。（令第 4 条）

(2) 改正政令第 2 条：改正法第 3 条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

- ① 貸金業者の最低純資産額
 - ・ 貸金業者の最低純資産額を 2,000 万円とする。（令第 3 条の 2）

② 貸金業務取扱主任者

- ・ 貸金業務取扱主任者の資格試験の受験手数料を 8,500 円とする。
(令第 3 条の 13)
- ・ 貸金業務取扱主任者の登録手数料を 3,150 円とする。
(令第 3 条の 14)
- ・ 貸金業務取扱主任者の登録講習機関の登録の有効期間を 3 年とする。
(令第 3 条の 15)
- ・ 貸金業務取扱主任者の講習の受講手数料を、内閣総理大臣が実施する場合 8,900 円とする。
(令第 3 条の 16)

(3) 改正政令第 3 条：改正法第 4 条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

① 貸金業者の最低純資産額

- ・ 貸金業者の最低純資産額を 5,000 万円とする。
(令第 3 条の 2)

② みなし利息

- ・ みなし利息から除かれる事務の費用を以下の費用とする。
 - － ローンカードの再発行手数料
 - － 法令の規定により債務者に交付された書面の再発行手数料
 - － 口座再振替手続費用
(令第 3 条の 2 の 2)
- ・ みなし利息から除かれる A T M 利用料の上限を、利用額 1 万円以下 105 円・利用額 1 万円超 210 円とする。
(令第 3 条の 2 の 3)

② 貸金業協会の協会の占める割合

- ・ 貸金業協会の協会の全貸金業者に占める割合を 50 パーセント以上とする。
(令第 4 条)

(4) 改正政令附則：施行期日・経過措置等

① 施行期日

- ・ 「4. 施行期日」参照

② 経過措置

- ・ マンスリーステートメントの承諾（法第 17 条第 6 項・第 18 条第 3 項）について、既存の極度方式基本契約については異議申立期間を 1 月以上とするオプトアウト方式を可能とする（改正政令附則第 4 条・第 5 条）など、所要の経過措置を規定。

4. 施行期日

- ・ 改正政令第 1 条：改正法第 2 条の規定の施行の日（改正法の公布の日（平成 18 年 12 月 20 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 19 年 12 月 19 日。以下「施行日」という。))
- ・ 改正政令第 2 条：改正法第 3 条の規定の施行の日（施行日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）
- ・ 改正政令第 3 条：改正法第 4 条の規定の施行の日（施行日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）